

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更 (道路維持課) 一四二
 道路の供用開始 (同) 一四二

公示

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定 (農地整備課) 一四二
 県営土地改良事業の変更計画の決定 (同) 一四二
 岐阜都市計画都市高速鉄道事業の周知 (都市整備課) 一四二
 岐阜都市計画道路事業の周知 (同) 一四三
 揖斐都市計画道路事業の周知 (同) 一四三
 土地改良区の定款の変更認可 (揖斐農林事務所) 一四三

告示

岐阜県告示第百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

県道	白恵川那線	恵那市長島町中野字乗越 一八〇番三地先から 一同市同町同字同 一八〇番六地先まで	区域の幅員		延長	備考
			前	後		
			二・五 二・九	三・〇 三・六	八・六 八・六	

岐阜県告示第百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

第 二 百 八 十 五 号

令 和 四 年 三 月 二 十 五 日

(金曜日)

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	福白岡川線	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
						100.11	令和 四・三・二五	平成 三〇・二・二五

岐阜県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	恵那川線	道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日)
						116.0	令和 四・三・二五	令和 二・二・二六

公 示

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
深山第2地区	八百津町役場	令和 四・三・二五から 同 四・四・二二まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
郡上北西部地区	郡上市役所	令和 四・三・二五から 同 四・四・二二まで

岐阜都市計画都市高速鉄道事業の周知

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により都市計画道路

事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画都市高速鉄道事業
名古屋鉄道名古屋本線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県岐阜市南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

取用の部分 岐阜県羽島郡岐南町下印食二丁目及び下印食四丁目並びに岐阜市大字
下川手字上川原、字東村中、字宮、字宮北、石切町、東明見町、宮北
町、向陽町、若杉町、囃町、大字上川手字囃東、安良田町六丁目、竜
田町九丁目、松嶋町四丁目、加納八幡町、加納安良町、加納南広江町、
加納東陽町、加納東広江町、加納徳川町、加納清田町及び加納西広江
町二丁目地内

使用の部分 なし

岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路
事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業

三・三・十四号 新所平島線

三・一・百一号 一般国道二十二号線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県岐阜市南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

取用の部分 平成二十二年中部地方整備局告示第百五十三号の事業地のうち平成四
丁目及び平成六丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

揖斐都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により都市計画道路
事業の変更の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

揖斐都市計画道路事業

三・四・三号 大野揖斐川線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜県岐阜市南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市整備課

四 事業地の所在

取用の部分 変更なし

使用の部分 なし

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年三月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

西濃用水土地改良区連合	土地改良区名	認可年月日
		令和四・三・一一

令和四年三月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社